

名 称	防災製品認定委員会設置規程			制定日 2009. 10. 1
規程番号	G-①-06	旧文書番号		改定日 2012. 5. 25 第14版

(目 的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」（平成21年規程第1号）第10条の規定に基づき、防災製品認定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 防災製品の防災性能に関する基準を定めること。
- (2) 防災製品の一般毒性及び接触皮膚障害性（以下「毒性」という。）に関する基準を定め、これに基づき公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）に申請があったものについて審査コードを付与すること。
- (3) 防災製品の品質管理に関する基準を定めること。
- (4) その他防災製品の認定に関し、理事長から諮問のあった事項について審議すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、15名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱したものとする。

- (1) 防災製品の認定に必要な学識経験を有する者
- (2) 消防機関に所属する者
- (3) 防災製品の使用に関係のある団体に所属する者
- (4) その他防災製品に関係あると認められる者

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会は、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

(責 務)

第4条 委員は、防災製品の認定の趣旨を理解し、委員会の円滑な運営に協力するとともに、委員会等活動を通じて知り得た特定の者に係る情報その他の事項を他の者に漏らしてはならない。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。ただし、委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名した委員がこれを代理する。

3 委員又は専門委員は、委員長の必要と認める事項を処理する。

(分科会)

第5条 委員会に、防災基準検討分科会その他の分科会を設け、防災製品（対象品目として検討中のものを含む）の防災性能、毒性及び品質管理に関する基準の検討を行わせることができるものとする。

(任期)

第6条 各委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、1/4 以上の委員から委員会の開催を請求された場合には、これを招集しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

(委員の特例)

2 この規程の施行の際、防災製品認定委員会規程第4条第2号の規定により現に依嘱されている委員については、この規程により新たな委員が委嘱されるまでの間、この規程により委嘱を受けた委員とみなす。

附 則

この規程は、平成24年5月25日から施行する。